

大手百貨店等における県産品フェア展開業務企画提案競技仕様書

1 目的

コロナ禍で県産品を PR・購入してもらう機会が減少している中、大手百貨店や大型スーパー等でのフェア開催を通じて、県産品の魅力を発信し、認知度向上と販路開拓・拡大を図る。

2 業務の名称

大手百貨店等における県産品フェア展開業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 具体的な委託内容

大手百貨店や大型スーパー等の集客が見込まれる店舗にて、宮崎県産品を PR するフェアを開催し、県産品の認知度向上と販路開拓・拡大を図る。

(1) 大手百貨店等における県産品フェアの開催

①フェア会場の確保

以下の条件の元、過去の売上実績や集客力を考慮の上、より効果的な開催会場を選定すること。なお、下表のとおり2会場は確保済みであるため、既存2会場との日程・地域的なバランスを考慮し、別途1会場以上を選定すること。

	阪神梅田本店	東武百貨店池袋店
所在地	大阪府大阪市北区梅田	東京都豊島区西池袋
催事会場	1階食祭テラス	8階催事場
期間	令和6年11月27日～12月2日 (6日間)	令和6年12月5日～17日 のうち6日間(調整中)
出店者数	15社程度(食品)	35社程度(食品,工芸品)
出店条件	今後調整	今後調整

ア 開催回数

3回以上とする(新規提案は1回以上)。

イ 開催施設

平日でも一定の集客が見込まれ、地方の物産フェアの開催実績があり、顧客の地方産品に対する関心が高いと想定される百貨店、ショッピングモール等の商業施設とする。

ウ 会場規模・仕様

15社以上の県内事業者が参加できる催事場とする。

調理を含む飲食物の実演販売も可能な設備を備えた催事場とする。

エ 開催期間

設営・撤収を除き1週間程度とする。

②フェアの企画及び運営

ア 既存会場との調整

受託決定後、委託者（県）が確保している2会場と具体的な出店条件等を調整すること。

イ 会場装飾や広報宣伝

フェアの売上、来場客を伸ばすため、効果的な会場レイアウト、会場装飾や広報宣伝を行うこと。お買上げキャンペーンや販促イベント等を展開すること。

ウ 出店事業者の募集及び連絡調整

県や宮崎県物産貿易振興センター、商工会議所等の支援機関と連携し、フェアに出店する県内事業者を募集する。事業者とフェア会場側の間に立ち、出店に係る連絡調整を行うこと。

エ 宮崎県人会と連携した取組の提案

県では、昨年度開催した宮崎県人会世界大会を契機に、県人会のネットワークを活用した県の魅力発信に取り組んでおり、業務実施にあたり県人会のネットワークの活用について提案すること。

※宮崎県人会15団体について（参考）<https://www.m-kenjinkai.jp/about/>

北海道（札幌、千歳、旭川）、千葉、東京、東海、京都、近畿（大阪）、兵庫、広島、岩国、福岡、北九州、熊本、大分

オ その他、会場の施設管理者から求められた管理・運営業務

③フェア開催前後の販売促進及び販路開拓

ア フェア開催前

催事バイヤーの産地訪問及び意見交換により、フェア開催に向けた商品発掘・商品力向上を図る機会を設けること。なお、バイヤーの旅費は今回業務に含んでおらず、先方経費での出張を想定している。

イ フェア開催後

催事外バイヤーへの商品情報提供や個別商談の設定等、フェア後の定番化を図る機会を設けること。

ウ 効果検証

県内出店事業者を対象に、フェア開催に関するアンケート調査を実施し、当該

フェアの効果検証を行うこと。

④その他自由提案

フェアの会場、企画、管理運営について、本事業の目的に資するもので仕様書に記載の内容以外に効果的な取組があれば、費用の上限額の範囲内で提案すること。

※ 県産品の定義

- (1) 農林水産物については、宮崎県内で生産、収穫されたものであること。
- (2) 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については、以下のいずれかに該当するもの
 - ① 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
 - ② 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの
 - ③ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
- (3) その他、本県の認知度・好感度及びブランド力向上等に寄与すると判断されるものについては、県産品として扱うことができるものとする。

5 留意事項

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 4の各委託内容が連動性、繋がりを持った形に工夫すること。
- (2) 県では当業務のほか、バイヤー等向けの各施策の展開を計画している。県からの指示を踏まえ、これらの施策と連動した取組を展開すること。
- (3) 各委託内容の実施において、費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案に努めるものとする。

6 成果品等の提出

委託締結時に、大手百貨店等における県産品フェア展開業務委託契約書に定める委託仕様書に基づき、令和7年3月31日（月）までに成果品等の必要書類を提出すること。

7 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

8 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。